

土浦市立土浦第四中学校「いじめ防止基本方針」

令和6年3月改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

〔「いじめ防止対策推進法」より〕

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、「どの学校・どの学級でも起こりうるもの」「被害者・加害者だけの問題ではなくいじめを助長する観衆も含めたすべての児童生徒に関わる問題である」という基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校等対策委員会

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当教員、養護教諭、各学年の生徒指導部員から構成され、毎週1回部会を開き情報交換や協議・いじめの認知を行う。いじめが認知された時は、いじめ対策のための委員会（いじめ対策委員会）を速やかに設置する。委員会の構成員にはいじめ・不登校等対策委員会の教職員に加え、学級担任やスクールカウンセラー、心の教室相談員が委員会に入るなど、状況によって参加するメンバーは臨機応変に変更する。

(2) 臨時職員集会での情報交換および共通理解

必要に応じて臨時職員集会を開き、生徒指導主事より情報交換、共通理解、今後の対応を簡潔に伝達する。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 未然防止の考え方 ※いじめを許さない土台づくり

未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

(2) 基本的な施策

①学級経営及び授業を通じた実践

ア 道徳教育（道徳心を養う授業）の充実

- ・道徳的判断力、人間性の高揚につながる資料作成、資料や指導案等の共有。
- ・「話し合う授業」の実践による意識の高揚。

イ 「分かる授業づくり」や「すべての児童生徒が参加・活躍できる授業づくり」

- ・自由に発言し合う授業形態の習慣化。
- ・教え合い、支援し合える人間関係づくり。

ウ 学級活動の充実

- ・適切な行動がとれ、良好な人間関係作りができる生徒及び学級集団の育成を目指したSST（ソーシャルスキルトレーニング）やSGE（構成的グループエンカウンター）等を実施する。
- ・スクールロイヤーや外部講師等を招いた、いじめ防止のための授業を実践する。
- ・SOSの出し方に関する教育を実施する。

②校内研修の充実

- ア 学級経営についての研修を実施する。
 - ・周囲の生徒がいじめを見逃さず、教師に報告する温かいクラスづくり。
 - ・生徒の居場所づくり・人間関係調整力の育成を意識した学年・学級づくり。
- イ 教職員の資質の向上についての研修を実施する。
- ウ いじめ対策研修を実施する。
- エ 情報モラル教育についての研修を実施する。

③学校行事を通じた意識の啓発

- ア 社会体験 → 7年宿泊学習、8年宿泊学習、9年修学旅行
- イ 体育祭 → 縦割り団対抗戦による異学年交流
- ウ 音楽祭 → 学級のまとまりを意識した活動
- エ 交流体験の実施 → 異学年交流 → 学区内小中の連携
☆生徒会の企画 → ○小学生対象の学校説明会
○小中合同あいさつ運動

④各種教育講演会の開催

- ア 非行防止教室 → 警察官等の地域関係者を講師として招く
- イ メディア教育講演会 → メディア教育の専門家を講師として招く
- ウ 人権教育講演会 → 生命尊重、心の教育を主題として専門家を招く

⑤生徒会の取組 → すべての児童生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定する。（自己有用感を育てる）

- ア 四中PRIDEの推進(年間)
- イ 意見箱の活用(年間)
- ウ 新入生に対してのオリエンテーション(4月)
- エ いじめゼロスローガンの作成(5月)
- オ 生徒総会(5月)
- カ 総合体育大会、各種コンクールの壮行会(6月)
- キ 校内クリーンアップ作戦(各学期の終わり)
- ク 新人体育大会、各種コンクールの壮行会(9月)
- ケ 人権週間における小中の交流・「ポスターの作成」など(11月)
- コ 小中合同の「あいさつ運動」
- サ 9年生を送る会(3月)

⑥保護者や地域への働きかけ

ア ホームページ、学校通信、学年学級通信の定期的な発行



いじめ防止対策や発生時の対応についての啓発

イ 担任による個人面談や家庭訪問などで、児童生徒の生活の様子を共有する。

ウ インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 早期発見の基本的な考え方

- 生徒の人権感覚を高める。
 - 児童生徒のささいな変化に気づくこと
 - 気づいた情報を確実に共有すること
 - (情報に基づき) 速やかに対応すること
- } この4点が重要である



生徒指導主事や学年生徒指導担当が、目撃情報等を毎日集約し、校長及び教頭に報告。管理職の指示により、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。

(2) ささいな変化に気づくための具体策

ア 学級経営の充実

- ・出席確認時の観察（一人一人の顔を見て声を聞く）。
- ・学級日誌の活用。
- ・養護教諭との情報交換。
- ・保護者との連携。
- ・退勤前、出勤後の教室点検。

イ 教育相談活動の充実

- ・スクールカウンセラー、心の教室相談員による面談、カウンセリングの実施。
- ・担任との個別相談の実施（随時）

ウ アンケートからの情報収集

- ・生徒対象による生活アンケート（記名式・毎月）の実施
- ・生徒および保護者対象によるいじめに関わるアンケート（保護者は無記名）
→ 7月と12月の年2回実施（学校評価アンケート）

エ 生徒指導部による校舎巡回

- ・生徒の登校前に校舎内（全教室およびトイレや廊下など）や校舎外を巡視。
- ・休み時間の校舎の見回り（特にトイレ）。
- ・教員同士の引継ぎを徹底し、教師の目の届かない場所をできる限り無くす。

5 いじめに対する対応

(1) いじめ対応のための基本的な考え方

いじめの疑いがあるような行為が発見されたら、いじめ対策のための「組織」（いじめ対策委員会）が、いじめとして対応すべきか否かを判断する。

いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒と傍観者への指導など、問題の解消までこの「組織」が責任をもって対応をする。

(2) いじめ対応の流れ

①察知	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に生徒に接している学級担任や学年職員、授業担当者が「もしかしたら、嫌な思いをしているのではないか」という感覚を働かせながら、生徒の様子を見守る。
②発見・発覚	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や保護者からの訴え、友人からの情報提供、教育相談、アンケート調査等によりいじめの情報を見つけ出す。 ・特に本人、保護者からの訴えがあった場合には、すでに重大化していることを想定し、速やかな対応をする。
③聞き取り (被害生徒)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が安心して話せる環境を整え、話をしやすい教職員が聞き取りを行う。 ・具体的に苦痛に感じていることは何か、どのようになることを望んでいるのか、本人の希望を聞き取る。
④相談・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・発見・発覚したいじめの疑いのある事案については、速やかに、生徒指導主事及び管理職へ報告する。
⑤認知	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの疑いの報告を受けた生徒指導主事、管理職は速やかに関係職員（管理職、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、当該学年職員等）を集め、事案について法第2条の定義に合わせ、認知を行う。 ・校長は必要に応じて「いじめ対策委員会」の開催を指示する。
⑥対応方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒の希望を尊重しつつ、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応方針をいじめ対策委員会で協議し、校長が決定する。
⑦教育委員会への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・認知したいじめについては全て教育委員会へ報告をする。 ・特に緊急性が高い事案については、速やかに報告し、対応方針の指示、助言を受ける。
⑧保護者への連絡 (被害生徒の保護者)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒から聞き取った内容を保護者へ報告をし、学校としての対応策を伝える。 ・調査や対応について、保護者の意向を確認する。
⑨聞き取り (加害生徒)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会で担当者を決定し、生徒に寄り添う姿勢を示しながら聞き取りを行う。 ・加害生徒が複数いる場合には、個別、同時期に行う。
⑩安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒の希望を確認して、教室等での安心・安全

	<p>を確保する。 (教室の座席配置の変更、清掃や校外活動の班編成の変更、部活動での活動内容の配慮等)</p>
⑪保護者への連絡 (加害生徒の保護者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果を報告し、対応方針を伝える。加害生徒がいじめを認めていない場合にも「見解の相違」として指導を行う。
⑫指導 (加害生徒)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の教職員で指導し、必要に応じて保護者の同席を求める。 ・ 反省を促し、自身の行為の責任を自覚させる。 ・ いじめの行為を認めない場合にも、将来の成長に向かって指導する。 ・ 謝罪の場については、加害生徒が自発的に希望し、被害生徒及び保護者も望んでおり、謝罪の場を設けることが関係修復の手法として適切だと判断される場合において実施する。
⑬双方の保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導内容や今後の対応について、被害生徒、加害生徒の双方の保護者へ連絡する。 ・ 謝罪の場を設定する場合には、双方の保護者が同意していることを確認する。
⑭防止措置の検討と実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対策委員会を開催し、いじめ防止体制の見直しや、いじめの未然防止に関する教育について具体策を協議し、全職員がその認識を共有し、徹底する。
⑮経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織的な見守りの体制を整え、一定の期間経過観察を実施し、被害生徒、加害生徒双方に計画的に声かけや面談を実施する。

6 ネット上のいじめ問題への対応について

(1) ネット上のいじめの特徴と内容

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短時間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなり得る。
- ③ 保護者や教師など身近な大人が、児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童生徒の利用している SNS などを詳細に確認することが困難であるため、ネット上のいじめの実態を把握することが難しい。
- ④ インターネット上に掲載された個人情報や画像は情報の加工が容易にできることから誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は回収することが困難となるとともに、不特定多数の者からアクセスされる危険性がある。

《 内容 》

- ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）・ブログ・プロフ等への誹謗・中傷の書き込み
- ・ SNS・ブログ・プロフ等へ個人情報を無断で掲載
- ・ 特定の児童生徒になりすましてインターネット上で活動を行う。
- ・ 生徒の写真等の画像を加工し、拡散させる。
- ・ 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- ・ 口コミサイトやオンラインゲーム上で誹謗・中傷を行う。

(2) ネット上のいじめへの対策・指導について

- ① 携帯電話・スマートフォン等やインターネット利用の危険性について、啓発・指導資料等を活用して指導する。
- ② 携帯電話の使い方教室を、茨城県メディア教育指導員や茨城県警察、携帯電話会社社員などの外部講師に依頼して実施し、児童生徒が正しく携帯電話を使えるように指導する。
- ③ 学校と保護者は連携を図りながら、生徒の携帯電話やインターネットの使用実態を把握する。また、保護者等は使用に対する約束等を設ける。
- ④ インターネットに関する問題は、全貌が分かりにくいという特徴がある。必要に応じて、保護者が警察をはじめとする関係機関等と連絡を密接に取り合いながら対応を進める必要がある。誹謗中傷やなりすまし事案への対応では、インターネットに精通した専門家の支援の下、生徒自身や保護者から削除要請しなければならないこともある。
- ⑤ 気になる様子が見られた場合は、人権擁護局のいじめ対策サイトに相談したり、茨城県警察、専門機関と連携したりする。
- ⑥ 上記の場合、生徒の抱えている問題や保護者の悩み等に丁寧に耳を傾け、学校は保護者に協力して事態の解決を図る。
- ⑦ 問題となった事案については、他の生徒が同じような過ちを起こすことがないよう、プライバシーに十分配慮しながらも必要性があれば全体に指導する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童生徒等の生命、身体または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

〔「いじめ防止対策推進法」より〕

(2) 重大事態への対処

【学校を調査主体とした場合】

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒および保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、調査結果を市教育委員会に報告する。
- ⑤調査結果を踏まえて必要な措置をとる。

【市教育委員会が調査主体となる場合】

- 市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。